

令和6年3月13日

関係団体各位

埼玉労働局労働基準部賃金室長
(契印省略)

令和6年度「業務改善助成金」の一部変更について（お知らせ）

日頃より労働行政の円滑な推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、企業の賃金引き上げを支援するため、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を「業務改善助成金」として助成しています。

令和6年度も引き続き助成金の受付を実施しますが、別紙のとおり一部変更がありますので、ご注意くださいますようご案内いたします。

■業務改善助成金に関するお問い合わせ

業務改善助成金コールセンター 電話 0120-366-440

■業務改善助成金 申請書提出先

埼玉労働局雇用環境・均等部 企画課

申請方法は、埼玉労働局HP「業務改善助成金の手引き」で検索。

■埼玉県最低賃金とは

埼玉労働局ホームページ 「賃金・家内労働関係」

こちら→



(別添) 業務改善助成金リーフレット

担当：埼玉労働局
労働基準部賃金室
電話 048-600-6205